

“地域の中で、共に生きていく力”を育む～NPO 法人 ADL サポートセンター・ハミング～

和歌山市口須佐で15年前から児童発達支援事業をおこなっている NPO 法人 ADL サポートセンター・ハミング。子どもたちに楽しく過ごして欲しいという思いで、ADL（日常生活動作）（※）など幼い時から学ぶ生活スキルの習得や余暇支援等の提供をしています。今回は、ハミング子ども教室の室長の高橋孝男さんと児童指導員の高橋洋介さんにお話を伺いました。※ADL（Activities of Daily Living の略）…排泄や着替え、食事など、人が生活を営む上で不可欠な行動

**体力が続く限り
お手伝いしたい**
室長の高橋孝男さんは、保育園や幼稚園での経歴を合わせると40年以上のベテラン指導員。奥様の紫織さんと長男の伸介さん、次男の洋介さんほか、スタッフ4名の計8名で、障害児の福祉支援「ハミング子ども教室」を運営し、2歳～6歳までの未就学児を15名程受け入れ、支援しています。



ハミング子ども教室のスタッフのみなさん

この年頃の子どもの感情が安定しないため、泣くなどした時に、大人がそばで面倒が見られるようにスタッフ体制を整えているそうです。
愛着行動の大切さ
ハミングでは、日常生活のスキルをつけるだけでなく、愛着行動の練習もおこなっています。

**設立時からずっと
続けている「三角ノート」**
医療・家庭・普段（福祉）の3つが連携できるように作られたハミング独自の日記のようなノート。「朝の会でちゃんと座っています」「トイレに何回行きました」「こんな絵本を読みました」などの連絡や、「先生の話を聞いてくれた」「先生



自由遊びをする子どもたち

に話をしに来てくれた」「お友達に興味関心がでてきたなど、毎日の子どもの様子を家族に報告しています。例えばトイレの回数が増えたり、体調不良なのか緊張など気分的なものか、毎日の行動をつけることで見えてくることもあるといえます。
ほかに「ポータージテックリスト（※）」を用い、発達年齢に合わせたことができるようになっています。家

族もノートを見て、チェックリストから子どもの次の目標を具体的に意識することができるといいます。
この三角ノートは、写真付きでファイルリングされており、家族にとって「家庭ではない場所」での表情も見ることができ成長記録としても喜ばれています。
また、小児科や保健センターに持参できるので、ドクターにも子どもの日常の様子を伝えやすく、幅広く活用されています。

支援時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
9:00	自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び	集団活動
9:15	水分補給	水分補給	水分補給	水分補給	水分補給	水分補給
10:00	朝の集い	朝の集い	朝の集い	朝の集い	朝の集い	朝の集い
11:30	昼食 お弁当					
12:00	はみがき	はみがき	はみがき	はみがき	はみがき	はみがき
15:00	【ムービー】	【ムービー】	【ムービー】	【ムービー】	【ムービー】	【ムービー】
15:15	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会

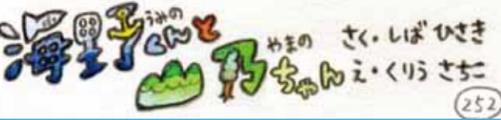
令和2年度の予定です。営業受付時間～18:00までです。

**専門家と
連携しながら支援**
スタッフのみなさんは、福祉作業所や支援学校などでの経験も豊富。障害者の成長した様子を見てきたからこそ、お菓の飲み方など「幼児の年代」にできることはしっかりアドバイスしたいと、よく話し合うそうです。
また、ハミングには、読み聞かせグループや音楽療法士の方々が定期的に訪れます。外の大人と接することも大切な行動の一つです。
歯科医師の歯科検診を受けたり、理学療法士の先生には体の動きを診てもらったり、発達心理士の先生には、子どもや保護者だけでなく、スタッフも相談するなど、専門家と連携を密にしています。
盲・聾学校の先生も「見る・聞く」の検査に訪問するなど、多く



朝の集いの読み聞かせの様子

の人の目が行き届いています。
「専門的なところは、専門家にみてもらい、それを保護者の方に伝えていくことが自分たちスタッフにできることだと思っています」と話します。



〒640-0364
和歌山市口須佐 37 番地の 6
NPO 法人 ADL サポート
センター・ハミング
https://humming-kids.jp/
電話・FAX 073-478-2378

※ポータージテックリスト：乳児期の発達・社会性・言語・身辺自立・認知・運動の6領域576項目の行動目標が発達の大まかな順序に配置されているチェックリスト。



第18回 NPO 法人と その他の事業

第17回でもふれましたが、NPO 法人が対価を得る収益事業をおこなった場合、条件によっては法人税等の課税対象になります。

ところで、NPO 法では、NPO 法人が定款で定める目的に合致した事業のなかで対価を得る事業のほか、法人の財政を助けるために、定款で定める目的に合致しない収益事業をおこなうことが認められています（「その他の事業」といいます）。

例えば「スポーツ振興をおこなう NPO 法人が和歌山県特産の農産物を販売し、その収益をスポーツ振興事業に繰り入れる」とか、「福祉事業をおこなう NPO 法人が、貸与を受けた空き地を月極駐車場として運用し、その収益を福祉事業に繰り入れる」といったようなことが認められています。定款に「その他の事業」として事業名を定めることで実施が可

能です。

和歌山県内でこのような「その他の事業」を活用して積極的に事業をおこなっている NPO 法人はそれほど多くはありませんが、法律上で認められている収益事業です。ただし、あくまで「その他の事業」は本来の NPO 法人の目的に沿った活動を資金的に支援する補助的な収益事業です。「その他の事業」が本来の NPO 法人の活動の経済規模を上回ってしまうので原則としては認められません。

NPO 法人の本来の目的とは異なる収益事業である「その他の事業」への課税はどのようなのでしょうか。

これも NPO 法人の本来の事業同様、おこなう事業が法人税法上の収益事業に合致するかで判断されます。

法人税法では、34 の業種が決められていますが、業種ごとに「この業種は課税します」という法令や通達などが発表されています。逆に「課税しません」という法令や通達などに含まれていない業種は法人税の課税対象外になります。例えば「芸芸教授業」として課税対象になる習い事の業種が決められてい

るため、それ以外の習い事は原則として法人税非課税と解釈されるのが一般的だそうです。

また、通常は課税と判断される事業でも、一定の条件を満たせば課税対象から外れるという事例も少なくありません。例えば高齢者や障害者の生活を支えるために必要な事業と認められれば非課税になる事例などがあります。このように、課税の判断は相当ややこしいのが実情です。

NPO 法人が対価を得る収益事業をおこなう場合は、まず①法人の目的に合致する事業であるかどうか、そして②法人税の課税対象になるかどうかを十分に検討する必要があるといえます。

NPO 法人の活動は、行政や企業が担いづらい分野で、収益を上げづらいものも少なくありません。そこで「その他の事業」として本来の事業を財政的に支援する事業をおこなうことが認められています。

しかし、その他の事業に依存しすぎると、本来の事業がおろそかになってしまう可能性も。NPO 法人の収益事業をどのように安定的に運営するかは法人の腕の見せどころといえるでしょう。

NPO 法人が目的を達成するためにおこなう事業で対価を受け取る場合

- (1) その事業が法人税課税対象になる場合
当該の事業について法人税の申告・納付が必要
- (2) その事業が法人税課税対象ではない場合
法人税の申告・納付は不要

NPO 法人が目的を達成するためにおこなう事業とは関係ない事業で対価を受け取る場合

- (1) その事業が法人税課税対象になる場合
当該の事業について法人税の申告・納付が必要
- (2) その事業が法人税課税対象ではない場合
法人税の申告・納付は不要

この場合、①定款で「その他の事業」をおこなうことを明記すること、②あがった収益は全額を目的を達成するための事業に充当する必要があること、などの条件があります。

課税の判断は、様々な状況をもとに総合的に判断されますので、詳しくは所轄の税務署や税理士等への相談をお願いします。